

USPTO、意匠出願の早期審査の運用を一部廃止

2025 年 8 月 18 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTO は、8 月 14 日付の官報¹で、意匠（デザイン特許）出願の早期審査運用を一部廃止する旨公表した。この意匠出願の早期審査については本年 4 月 17 日から請求の受付が中断されていたところ²、今般法令上関連する規定が削除され、8 月 14 日をもってその運用が廃止されることとなる。

運用が廃止される早期審査は、37 CFR § 1.155 に規定され、小規模事業体・極小規模事業体などその属性に応じた手数料の納付が必要とされるとともに、申請人による先行調査の実施が請求要件とされているものである。この早期審査の廃止に伴い、その手数料額を定める 37 CFR § 1.17(k) も削除されることとなる。

意匠出願の早期審査については、事業体資格に係る虚偽主張にも起因して、近年では請求件数が導入当時の 560%まで急増していた。USPTO によれば、今回の運用廃止は、未審査状態にある意匠出願の審査待ち期間の短縮に資するだけでなく、手数料の軽減措置の享受を目的とした極小規模事業体資格の虚偽主張をはじめとした知的財産制度への脅威を抑制することにもつながると説明されている。

なお、意匠出願については、今回の早期審査運用の一部廃止後も、出願人の年齢や健康状態を理由として³、または出願の内容が環境の改善やエネルギー資源の開発・保全に資するものである場合⁴などにおいて引き続き優先的に審査を受けることが可能である。

（以上）

¹ Eliminating Expedited Examination of Design Applications

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2025/20250415.pdf

³ 37 CFR § 1.102(c) (1)

⁴ 本早期審査枠組みは、特許出願については本年 7 月 10 日から運用が停止されている。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2025/20250612.pdf